

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	七二
福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	七二
訓令	七二
福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	七二
告示	七二
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七二
農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	七三
道路の供用を開始する件	七六
土砂災害警戒区域の指定を解除する件	七六
土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	七七
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	七七
公告	七九
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	七九
土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	七九
一般競争入札を行う件	七〇
宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件	七三
福島県病院局	七三
福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程	七三
福島県教育委員会	七三
福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	七六
福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	七六
福島県選挙管理委員会	七七
漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	七七

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九十三号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表高速自動車国道常磐自動車道の項中

を
相馬郡新地町大字福田字
新田六六番二地先
（宮城県境）

に改め、同表一般国道二二二号の項中

河沼郡湯
八日町一
（湯川南
ジ出口）

川村大字桜町字
一三番一地先
インターチェン

を

会津若松市高野町大字中
沼字西坂才甲七〇二番一
地先
（会津若松北インターチェ
ンジ出口）

に改める。

別表第二の一の表高速自動車国道常磐自動車道の項中

を
相馬郡新地町大字福田字
新田六六番二地先
（宮城県境）

に改め、同表一般国道二二二号の項中

河沼郡湯
八日町一
（湯川南

双葉郡富岡町大字上手岡
字後作一七五番二地先
（常磐富岡インターチェ
ンジ出口）

福島県告示第百八十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
有限会社 鈴木農園	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市田村町大善寺字前畑一四四ほか八十三筆	
株式会社 本田農園	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	郡山市湖南町福良字打越八九七一九九ほか十五筆	
有限会社 橋本農園	郡山市三穂田町山口 字山田一七五	郡山市三穂田町山口字河原田八八ほか二十三筆	
有限会社 アグリサービス あさか野	郡山市日和田町字北 野二六	郡山市日和田町字宮ノ入七九一ほか一筆	
有限会社 うねめ農場	郡山市片平町字木藤 田四九一二	郡山市熱海町長橋字光明段五九一ほか三十三筆	
市川 正一	郡山市三穂田町鍋山 字向屋敷一一	郡山市三穂田町鍋山字芳堀四二ほか六筆	
齋藤 辰美	郡山市湖南町福良字 外出二七一七一一	郡山市湖南町福良字打越八九七一一二ほか一筆	
佐久間 俊一	郡山市喜久田町前田 沢字上原一七	郡山市喜久田町原一丁目七一ほか二十 八筆	
二瓶 正男	郡山市湖南町福良字 屋敷前一三三三	郡山市湖南町福良字余郷前一七六ほか 十筆	

宗像 丈夫	郡山市中田町柳橋字 久根込六七	郡山市中田町柳橋字石畑四八三ほか十 筆
増子 栄樹	郡山市湖南町赤津字 砂子田一八九一一	郡山市湖南町赤津字窪ノ前七三四ほか 十一筆
安藤 嘉行	郡山市三穂田町山口 字芦ノ口九八	郡山市三穂田町山口字深田一三〇ほか 七筆
森藤 重基	須賀川市榊衝字久保 ノ内八三	須賀川市榊衝字上新田八九ほか一筆
森藤 菜津美	須賀川市榊衝字久保 ノ内八三	須賀川市榊衝字久保ノ内一二〇―二ほ か七筆
根本 徳男	須賀川市大桑原字五 斗蒔三一	須賀川市大桑原字志留計志六三
後藤 誠一	須賀川市松塚字城の 内一一一	須賀川市松塚字小屋七一ほか二十七筆
小技農匠園 株式会社	須賀川市松塚字田中 一六	須賀川市松塚字下城一〇五ほか百九十 九筆
小針 暢芳	須賀川市松塚字上城 二六	須賀川市松塚字上三四ほか六筆
深谷 辰也	須賀川市松塚字田中 六九	須賀川市松塚字上五一ほか二十三筆
古川 和行	須賀川市松塚字天神 一〇	須賀川市松塚字山崎五二ほか十六筆
星野 栄喜	須賀川市松塚字田中 四	須賀川市松塚字坂井一八一ほか七筆
星野 光明	須賀川市松塚字田中 五	須賀川市松塚字東田九一ほか一筆

根本 司	根本 浩安	根本 栄一	檜村 仁	岡部 勝男	岡部 健次	岡部 栄	岡部 一美	影山 勝	影山 一郎	渡辺 良勝	渡辺 文雄	水野 一徳
須賀川市仁井田字関 下一〇一	須賀川市仁井田字東 町二四三	須賀川市仁井田字館 内二〇五―一	須賀川市仁井田字東 町一九七	須賀川市仁井田字東 町二〇〇	須賀川市仁井田字南 町四五	須賀川市仁井田字山 陰九一―二	須賀川市仁井田字館 内一九七	須賀川市仁井田字猿 池二六〇	須賀川市仁井田字板 屋二〇五	須賀川市松塚字下城 九〇	須賀川市松塚字大柴 六五	須賀川市松塚字塚先 六二―五
須賀川市仁井田字背坂六一ほか四筆	須賀川市仁井田字西館二四三ほか九筆	須賀川市仁井田字そり館七〇ほか五筆	須賀川市仁井田字靴内一七―一ほか四筆	須賀川市仁井田字西館二四一ほか六筆	須賀川市仁井田字そり館五五ほか四筆	須賀川市仁井田字切通二二一ほか六筆	須賀川市仁井田字館内二六六ほか三筆	須賀川市仁井田字そり館二ほか三筆	須賀川市仁井田字そり館八	須賀川市松塚字発米一四―一ほか十筆	須賀川市松塚字老斗内五一―一五ほか二十八筆	須賀川市松塚字天神一七ほか一筆

鈴木 幸作	藤田 正勝	島木 登	田中 健一	樽川 栄一	瀧口 芳明	大槻 友保	大槻 博	増子 敏男	佐藤 孝一	根本 勇	根本 芳一	根本 昌美
須賀川市仁井田字東 町一八八	須賀川市仁井田字ナ ラナシ二四―三	須賀川市仁井田字館 内二二九	須賀川市仁井田字切 通三六	須賀川市仁井田字南 町五九	須賀川市仁井田字南 町八九―一	須賀川市仁井田字東 町一九二	須賀川市仁井田字ナ ラナシ八二―三	須賀川市仁井田字南 町一五	須賀川市仁井田字館 内二〇七―一	須賀川市仁井田字東 町二〇二	須賀川市仁井田字南 町三三一―一	須賀川市仁井田字館 内二二二
須賀川市仁井田字そり館二二ほか六筆	須賀川市仁井田字背坂九七ほか五筆	須賀川市仁井田字坊内景一五九ほか四筆	須賀川市仁井田字切通一三四ほか四筆	須賀川市仁井田字そり館四四ほか一筆	須賀川市仁井田字そり館二四	須賀川市仁井田字西館二四〇ほか三筆	須賀川市仁井田字迎原二七四―一ほか二筆	須賀川市仁井田字そり館五七	須賀川市仁井田字そり館四二ほか二筆	須賀川市仁井田字北明石田二一九―二ほか五筆	須賀川市仁井田字北明石田二六三―一ほか四筆	須賀川市仁井田字そり館一一〇ほか三筆

森合 重義	森合 清典	古川 雅和	古川 市郎	多田 住吉	高橋 純一	添田 寿和	坂本 兼一	小山 伸正	大槻 忠洋	大竹 一成	遠藤 直樹	青木 一男
須賀川市館ヶ岡字本郷二八	須賀川市館ヶ岡字本郷四七	須賀川市館ヶ岡字里四四	須賀川市館ヶ岡字里四六一一	須賀川市館ヶ岡字里七一一三	須賀川市仁井田字大谷地一〇〇	須賀川市館ヶ岡字長者久保四三	須賀川市今泉字梅田八三	須賀川市館ヶ岡字雁俣六九	須賀川市館ヶ岡字本郷一五三	須賀川市館ヶ岡字本郷六二一一	郡山市田村町御代田字淵の上四三	須賀川市館ヶ岡字本郷一三二
須賀川市館ヶ岡字柳町一〇九ほか十五筆	須賀川市館ヶ岡字金屋内一五六ほか十筆	須賀川市館ヶ岡字里ノ前五三三ほか十九筆	須賀川市館ヶ岡字長者久保二四八ほか五筆	須賀川市館ヶ岡字雁俣一〇〇ほか三筆	須賀川市館ヶ岡字里四七一ノほか五筆	須賀川市館ヶ岡字長者久保一三七ほか二筆	須賀川市館ヶ岡字下川原一四二ほか三筆	須賀川市館ヶ岡字雁俣一八ほか十二筆	須賀川市館ヶ岡字地藏田二二〇一ほか四筆	須賀川市館ヶ岡字里ノ浦一九一ほか十筆	須賀川市館ヶ岡字下川原一五八ほか一筆	須賀川市館ヶ岡字柳町一二四一ほか一筆

眞壁 康範	八旗 正紀	川音 一四郎	岡部 俊雄	赤坂 敏	有 限 会 社 西 部 農 場	橋本 貞勝	柴田 一郎	佐藤 三男吉	加藤 博孝	柏村 裕介	矢内 英夫	森合 文夫
喜多方市慶徳町山科字山崎三二四九	石川郡浅川町大字染字地獄谷地一九〇	石川郡浅川町大字染字中内一六八	石川郡浅川町大字染字地獄谷地一七四	石川郡浅川町大字染字中内三	須賀川市江花字切縮一七七	須賀川市江花字沖之内二二	須賀川市江花字中島一六	須賀川市江花字中島二四	須賀川市江花字久保一六六	須賀川市江花字久保一〇三	須賀川市館ヶ岡字里三九	須賀川市館ヶ岡字本郷一〇六一二
喜多方市慶徳町山科字六間割七三一ノほか五筆	石川郡浅川町大字染字二四ほか十六筆	石川郡浅川町大字染字二七ほか十筆	石川郡浅川町大字里白石字島田一〇二ほか八筆	石川郡浅川町大字染字二〇ほか十六筆	須賀川市江花字栗の木内一九ほか百十五筆	須賀川市江花字切縮二二六ほか二筆	須賀川市江花字鍛冶内一五五ほか三筆	須賀川市江花字弁財天一ノほか四筆	須賀川市江花字前川原一九四ほか四十筆	須賀川市江花字古内一〇一ほか五筆	須賀川市館ヶ岡字里ノ前五二五ほか四筆	須賀川市館ヶ岡字重郎内四〇二ほか一筆

高橋 厚	喜多方市熊倉町都字 村中甲三五	喜多方市熊倉町雄国字北居戸尻二九ほ か十一筆
佐藤 貴市	喜多方市豊川町沢部 字荒分三九〇	喜多方市豊川町米室字下中川四四一 一ほか五筆
渡部 伸也	喜多方市字さつきが 丘一六〇一	喜多方市豊川町沢部字権現堂二八ほか 一筆
齋藤 誠一	喜多方市熊倉町雄国 字家ノ上甲一〇〇四	喜多方市塩川町常世字新二本木七五ほ か一筆
鈴木 善夫	喜多方市上三宮町上 三宮字籬山五七九	喜多方市上三宮町上三宮字中向一二八 ほか十筆
松浦 一男	喜多方市関柴町西勝 字清水尻五一五	喜多方市関柴町西勝字下勝北二二一 一ほか八筆
株式会社 喜多 方キラリファ ーム23	喜多方市熊倉町雄国 字村中丙五三一	喜多方市熊倉町都字東道地一六ほか三 筆
佐藤 宏一	喜多方市関柴町下柴 字石堂二四一三	喜多方市関柴町下柴字小松一四一ほ か二筆
菊地 善一郎	喜多方市岩月町入田 付字東治里二六四〇	喜多方市岩月町入田付字西治里二八ほ か八筆
戸田 公吉	喜多方市塩川町三吉 字利根川丙八〇	喜多方市塩川町三吉字瀬戸田八一ほ か十四筆
風間 勝	喜多方市豊川町米室 字高吉四三八六	喜多方市塩川町源太屋敷字館ノ北一八 〇一ほか十三筆
今井 至	喜多方市塩川町金橋 字江添九一四	喜多方市塩川町金橋字村東一二ほか二 筆
佐藤 敏朗	喜多方市上三宮町吉	喜多方市上三宮町吉川字反田一五ほか

川字反田四〇八八 五筆

二 認可年月日

平成二十七年十二月二十五日

(農業担い手課)

福島県告示第八百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字槻ノ口一一九番二地先から 同 市中田町高倉字下の沢一六六番二地先まで	平成二十七年十二月二五日

(道路計画課)

福島県告示第八百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
別所	いわき市常磐藤原町別所	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第八百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
別所	いわき市常磐藤原町別所	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。（砂 防 課）

福島県告示第八百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
前田沢	田村市都路町古道字前田	土石流	次の図のとおり
北ノ作4	同 市船引町上移字北ノ作	土石流	
北ノ作沢	同 市船引町上移字北ノ作	土石流	
白井倉	同 市大越町下大越字入ノ作	土石流	
		土石流	

紙漉沢	河沼郡会津坂下町大字坂本字西ノ沢丁	土石流
沢川	同 市門田町大字面川字沢	土石流
根岸沢	同 市門田町大字面川	土石流
北山沢2号	山 同 市門田町大字堤沢字北	土石流
北山沢	山 同 市門田町大字堤沢字北	土石流
神社沢	同 妻 市東山町大字湯川字柿	土石流
天寧沢	同 寧 市東山町大字石山字天	土石流
石山沢	同 寧 市東山町大字石山字天	土石流
慶山沢	同 市慶山二丁目	土石流
石ヶ森沢	同 ケ森 市一箕町大字八幡字石	土石流
沢入沢	同 市湊町大字原字田代	土石流
経沢4号	同 市湊町大字平潟字経沢	土石流
堂ノ入沢	同 市湊町大字平潟字経沢	土石流
経沢3号	会津若松市湊町大字平潟字経沢	土石流
水保田	同 郡同 町大字大草字水保田	土石流
浜井場	石川郡浅川町大字大草字浜井場	土石流

諏訪田	谷地	滝ノ湯	下原	湯本	村石	大村新田沢	湯沢	船窪沢	品ノ木沢	気多宮沢	ミノ沢	ミミオ沢	中の沢
同 郡同 町大字東松字東	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪	同 市東山町大字湯本字川	同 市東山町大字湯本字下	東 会津若松市東山町大字湯本字村	伊達市月館町布川字村石	北 同 郡同 町大字勝大字村	同 郡同 町大字船杉字大	同 郡同 町大字船杉字大	同 郡同 町大字船杉字北	同 郡同 町大字気多宮字	同 郡同 町大字塔寺字堤	中 同 郡同 町大字見明字村	中 同 郡同 町大字見明字村
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

北山沢	慶山沢	石ヶ森沢	経沢4号	堂ノ入沢	経沢3号	水保田	浜井場	白井倉	北ノ作沢	北ノ作4	前田沢	区域名	別所	勝負沢	
同 市門田町大字堤沢字北	同 市慶山二丁目	同 市一箕町大字八幡字石ヶ森	同 市湊町大字平潟字経沢	同 市湊町大字平潟字経沢	会津若松市湊町大字平潟字経沢	同 郡同 町大字大草字水保田	石川郡浅川町大字大草字浜井場	同 市大越町下大越字入ノ作	同 市船引町上移字北ノ作	同 市船引町上移字北ノ作	田村市都路町古道字前田	区 域	いわき市常磐藤原町別所	大沼郡会津美里町東尾岐字村中	天屋
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
												次の図のとおり		区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	

二 土砂災害特別警戒区域

諏訪田	谷地	滝ノ湯	下原	湯本	村石	大村新田沢	湯沢	気多宮沢	ミノ沢	ミミオ沢	中の沢	根岸沢	北山沢2号
同 郡同 町大字東松字東天屋	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪	同 郡同 市東山町大字湯本字川向	同 郡同 市東山町大字湯本字下原	東 会津若松市東山町大字湯本字村	伊達市月館町布川字村石	同 郡同 町大字勝大字村北	同 郡同 町大字船杉字大門甲	同 郡同 町大字気多宮字柏葉水	同 郡同 町大字塔寺字堤ノ上	同 郡同 町大字見明字村中	河沼郡会津坂下町大字見明字村中	同 市門田町大字面川	同 市門田町大字堤沢字北山
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

	公 告	<p>（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p style="text-align: right;">（砂 防 課）</p>
		<p>公告第二百九十五号 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 平成二十七年十二月二十五日 福島県知事 内堀雅雄</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月四日</p> <p>二 名称 特定非営利活動法人マグノリアの灯</p> <p>三 代表者の氏名 山本 忍</p> <p>四 主たる事務所の所在地 福島県岩瀬郡鏡石町境四百四十五番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災、原発事故による放射能汚染に対して、環境の改善、人々の健康増進に関する事業を、地球規模の視座、長期的な展望をもって継続的に行い、人類の進歩、発展に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>
		<p>公告第二百九十六号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 平成二十七年十二月二十五日 福島県知事 内堀雅雄</p> <p>土地改良区の名称 戸ノ口堰土地改良区</p>

勝負沢	大沼郡会津美里町東尾岐字村中
別所	いわき市常磐藤原町別所
	急傾斜地の崩壊

退任した役員
役別 氏名
理事 久保田

誠剛

住所
会津若松市石堂町四番一九号

(農村計画課)

公告第297号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年12月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

ア ノートパソコン（一般用） 845台

イ ノートパソコン（C A D用） 4台

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 過去2年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年1月19日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話番号024-521-7454

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年12月25日(金)から平成28年2月2日(火)まで(土曜日、日曜日、平成27年12月29日から平成28年1月1日まで及び同年1月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の閲覧

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 閲覧場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成28年2月4日(木) 午前10時

(2) 場所 福島県庁本庁舎1階土木総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年2月3日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

① Notebook Personal computer for general use 845units

② Notebook Personal computer for CAD use 4units

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 4 February 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 3 February 2016

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7454

(土木総務課)

公告第二百九十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 聴聞の日時

平成二十八年一月十五日 午前十時三十分

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階土木総務課分室

三 聴聞の内容

いわき市平字紅葉町四十三番地の三春日土地建物株式会社が宅地建物取引業法第六十五条第一項及び第二項の規定に該当するため

（建築指導課）

公告第二百九十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 聴聞の日時

平成二十八年一月十五日 午後一時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階土木総務課分室

三 聴聞の内容

郡山市西田町鬼生田字大谷地八番地有限会社やまさプロが宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

（建築指導課）

公告第三百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 聴聞の日時

平成二十八年一月十五日 午後二時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階土木総務課分室

三 聴聞の内容

郡山市虎丸町十六番三号株式会社東日本地所が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため

（建築指導課）

福島県病院局

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

(職員の駐在)

第1条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、病院事業の業務に従事する職員(以下「病院事業職員」という。)を双葉郡檜葉町大字北田字中満288番に駐在させ、福島県立大野病院附属ふたば復興診療所の整備に係る業務に従事させるものとする。

(服務)

第2条 前条の規定により駐在する病院事業職員(以下「駐在員」という。)の服務については、この規程に定めるもののほか、福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)第2条に規定するところによる。

(報告)

第3条 駐在員は、毎月10日までに、前月分の勤務状況報告書(第1号様式)を所属長に提出しなければならない。

(簿冊)

第4条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

(1) 出勤簿(福島県職員服務規程(昭和52年福島県訓令第2号)第2号様式に準ずる様式によるもの)

(2) 勤務日誌(第2号様式)

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年1月31日限り、その効力を失う。

第 1 号 様 式 （ 第 3 条 関 係 ）

所属長																
月 分 勤 務 状 況 報 告 書																
職・氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	—
備 考																
年 月 日																
様 職 氏名 (記名押印又は署名)																

注 1 駐在員が 2 人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分を取りまとめて報告すること。
 2 記入の要領は、福島県職員服務規程に定める出勤簿の記入の例によること。
 ただし、出勤については、押印に代え○印をもって表示すること。

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)

勤 務 日 誌								
年 月 日 ()		職 名		氏 名				
出勤、出張等の状況	出勤	出張	年休	病休	その他の休暇	特休	欠勤	出張先
本局との協議事項								
処理事務の内容等								
備 考								

注 1 「出勤」から「欠勤」までの欄には、該当欄に○印を付し、「出張先」の欄には、出張先の市町村名を記入すること。

2 「処理事務の内容等」の欄には、その内容等を具体的に記入すること。

日の横点線の下に半日又は何時間と記入すること。」や「3 前日と翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、「休」と表示すること。4 年次有給休暇を1日以外の単位で使用した場合は、出欠欄の該当日の横点線の下に半日又は何時間と記入すること。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県教育委員会訓令第4号

教育 育 庁
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関
福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

8	月

様式第二号（裏面）中

を

8	月

										山の日

に改め、同様式

（裏面）備考中「3 年次有給休暇を1日以外の単位で使用した場合は、出欠欄の該当日の横点線の下に半日又は何時間と記入すること。」や「3 前日と翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、「休」と表示すること。4 年次有給休暇を1日以外の単位で使用した場合は、出欠欄の該当日の横点線の下に半日又は何時間と記入すること。」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十七年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百八十六